

令和 7 年度第 2 回
京都市景観政策検討委員会

説明資料

本日の議事

1 はじめに . . . 3

- 1-1 第1回検討委員会での主な御意見
- 1-2 検討方法

2 基本方針と近年のトピックス . . . 13

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

基本方針2 市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の推進

基本方針3 総合的な景観形成の推進

基本方針4 進化する景観政策

3 基本方針と施策の展開状況 . . . 46

4 今後のスケジュール . . . 53

1 はじめに

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

1 景観の捉え方

○ ランドスケープ

関連する
基本方針

- ・ 京都の景観を「ランドスケープ」として捉え、自然環境（地形、水系、植生など）を含めて多層的に捉えることが重要。

①

- ・ 今後は緑の量だけでなく、質的な充実も図る政策が求められる。加えて、気候変動への対応といった視点や、生物多様性、防災減災との連携といった観点も重要。

①

○ 文化的景観

- ・ 自然基盤や人々の活動を含めた文化的景観の概念をもって捉えていく視点が必要。

①②③

○ 公共空間と人々の活動

- ・ 建物だけでなく、道路などの公共空間、隣接する民地の部分、更には露見する内部、そこで営まれる人々の活動も含めて景観を捉えていく視点が必要。

③

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

1 景観の捉え方

○ 風景

関連する
基本方針

- ・ 景観を評価する際には、物理的な見え方だけでなく、住民の心理的評価や内面化されて生じる意味、すなわち「風景」の概念など多角的な視点が必要。

共通

- ・ 大きな階層での評価だけでなく、人間による評価との折り合いも重要。

共通

○ 新陳代謝による地の変化と「らしさ」の形成

- ・ これまで、地域の歴史的な町並みを「地」と捉えて、新しいものへは「地」との調和を求めてきた。都市の新陳代謝の中でつくられてきた、新しい「地」にも目を向けるべきではないか。

②③

- ・ 引き継がれてきた「オーセンティシティ」のみで地域らしさを捉えるのではなく、その後つくられてきたものがどのような個性を作ったかなど、「オーセンティケーション」のように、動的な価値創造のプロセスとしてとらえる視点も必要。

②③

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

1 景観の捉え方

○ ファサードの変化

- ・ 外観にガラス面が多用されることで、従前よりも内部の設え等が露見しやすくなっている。

関連する
基本方針

②③

○ 街区構成等の変化

- ・ 外観の変化もさることながら敷地形状や間口などにも変化が生じている。また、街区の奥側で空間の喪失が生じている。
- ・ 規制があることで、その中から創造的なものが生まれることもある一方で、規制のない部分に思わぬ影響を生み出すこともある。

②③

②③

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

2 都市活力への波及効果

○ 文化・経済

- ・ 文化は公共財であり、また、経済的な価値を生む源泉である。文化財のような“点”から“線”、“面”的な景観へと展開されることで波及効果が高まる。
- ・ クリエイティブシティなどの概念との関係性も視野にいれるべき。
- ・ 高さ規制等により都市の収容能力に一定制限がある。これによる税収減少への対策も検討が必要。
- ・ 景観整備による治安向上など、中心部での保全だけでなく郊外エリアにも政策的メリットを供与できる取組も検討すべき。

④

④

④

④

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

3 市民、事業者等の取組やパートナーシップ

○ 市民による景観づくりの推進

関連する
基本方針

- ・ 地域景観づくり協議会は重要な取組だが、いたずらに事業者との対立構造を生じさせている可能性がある。高齢化などで市民の負担が大きい。規制を超えた地域ビジョンの実現に向けて既存制度の検証が必要。

⑤

- ・ 景観を「自分事」としてまちづくりを行える人材を育む必要がある。

⑤

○ 民間事業者による景観づくりの推進

- ・ 京都の強い景観規制は民間事業者の景観づくりへの積極的な参加を抑制している可能性がある。

⑤

○ 公共空間の景観形成

- ・ 公共空間の利活用が進む中、登場人物も増加しており、新たに景観的配慮を求める対象があるかもしれない。民間の公共貢献や、エリアマネジメントによる管理運営をどう誘導するかも重要。

④⑤

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

4 調査・検討の進め方

	関連する 基本方針
○ 調査・検討手法	
・ 物理量と印象評価の関連性のみで景観の評価をするのは意味がない。また、印象評価を特定領域の人間のみで行うことも不適切。	—
・ 地区ごとの比較をするために一定の共通調査を実施しつつも、これまでにはないパイロット的な調査も実施すべきである。	—
○ 大学連携	
・ 京都が「大学のまち」であることを活かし、大学と連携した多様な専門分野のリサーチや共同研究を推進していくことが望ましい。	—
○ 若年層の参画	
・ 景観評価には若者の視点も重要。若い世代が京都に興味を持っている現状を活かし、若い世代と一緒に議論できる環境も必要。	—
○ 景観についての関心度	
・ 市民の景観リテラシーなど、景観についての関心度や制度の受容度を見ていくことも考えられる。	—

はじめに

第1回検討委員会での主な御意見

5 その他の視点

- ・ 景観手続窓口のDXにより、指導・誘導の質を向上させていく必要がある。

関連する
基本方針

—

はじめに

検討方法

基本方針 1

時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

- ①“盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ②伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③“京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

基本方針 2

市民等の自発的な活動や協働による良好な景観形成の推進

基本方針 3

総合的な景観形成の推進

基本方針 4

進化する景観政策

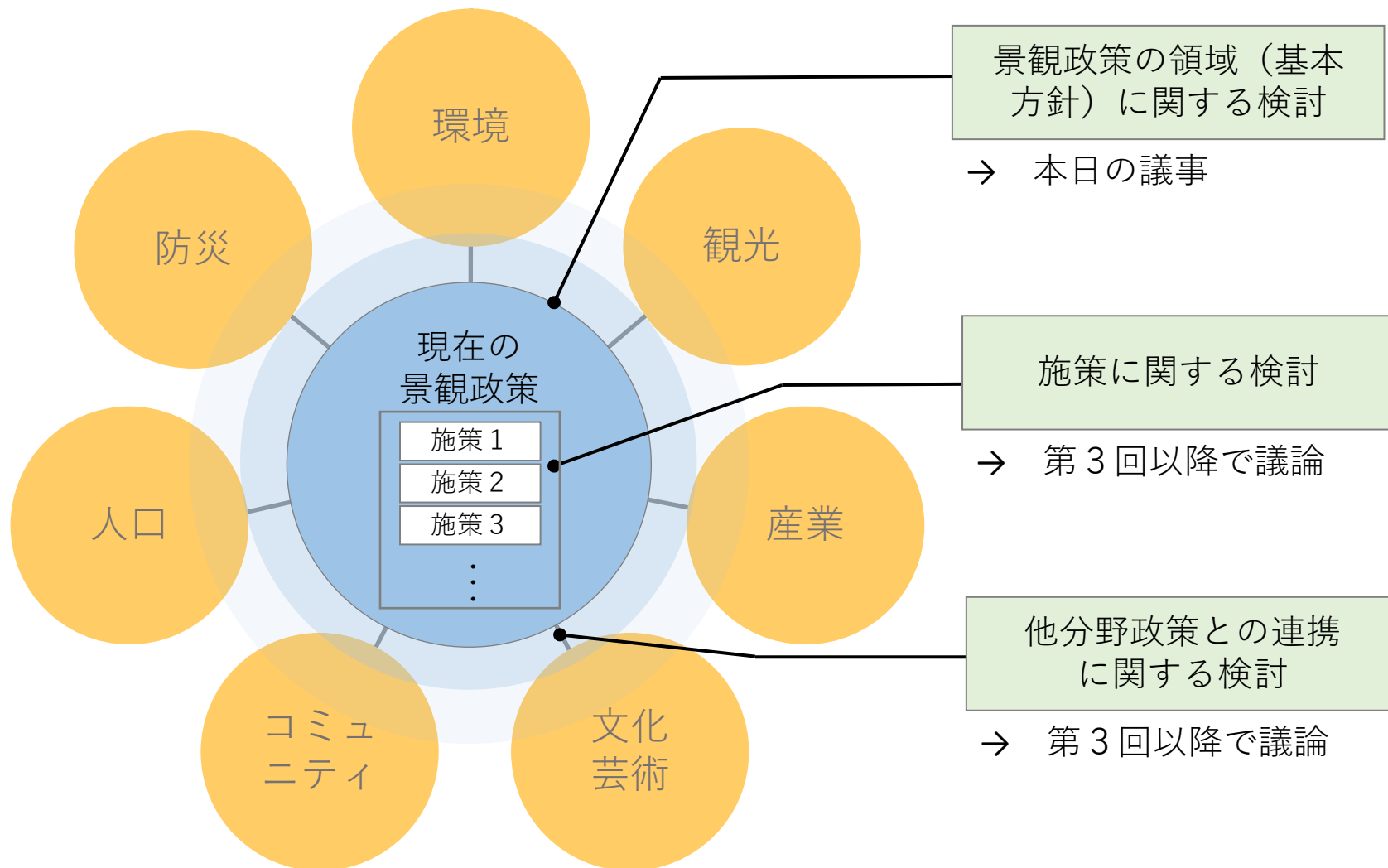
(1)近年のトピックスを踏まえた基本方針の検討

(2)施策展開状況から見た基本方針の検討

(京都市景観計画より)

はじめに

検討方法



2 基本方針と近年のトピックス

基本方針と近年のトピックス

京都の景観の特性

京都は、山紫水明の都といわれ、京都盆地を取り囲み、市街地から眺望される低くなだらかな三方の山並み、鴨川をはじめ市街地を流れる河川等の豊かな水辺空間、吉田山などの点在する緑地、千二百年を超える悠久の歴史と文化を伝える世界遺産をはじめとする数多くの社寺等の建造物、史跡、名勝及び伝統的な建造物からなる風情ある町並みなどが、優れた景観を織り成す歴史都市である。

こうした京都の景観は、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化とが色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに、おだやかに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の景観に奥深さを与えてきた。

京都の景観は、視覚的な眺めだけではなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるもの全てが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永く守るべきものとして認識されてきた。

同時に、京都ブランドの源泉として、“ものづくり都市・京都”の伝統と技術に支えられ、新たな京都の活力を生み出してきた。

このように、京都の景観は、豊かな自然とのかかわりの中で、永い歳月をかけて人々の暮らしや生業とともに育まれ、受け継がれてきた文化的景観でもある。

(京都市景観計画より)

基本方針と近年のトピックス

基本方針 1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

山紫水明と称えられる豊かな自然と1200年の悠久の歴史に育まれた歴史都市・京都の美しい景観は、京都市民のみならずわが国国民の共有財産であり、世界の宝である。先人達のたゆまぬ努力で守り、育てられてきたこの美しい京都の景観を、未来の世代に継承することは、現代に生きる私たち一人ひとりの使命であり責務である。

このことを踏まえれば、京都特有の風土や伝統文化と無関係に変容し続けている京都の景観の現状は、決して容認されるべきものではない。

わが国において人口減少社会が現実のものとなった今、それぞれの都市がその個性を発揮し、都市としての魅力を競い合う時代を迎えた。京都の個性や魅力の源泉は、歴史や文化であり、そしてそれらを表象する美しい景観である。この優れた京都の景観を「守り」「育て」「創り」そしてこれを「活かして」いくことにより、わが国を代表する「京都ブランド」をより確固たるものにし、都市の品格と魅力といった付加価値を高めていかなければならない。

50年後、100年後も京都が京都であり続けるため、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とし、以下の景観形成に関する基本的な考え方の下、時を超え光り輝く京都の景観づくりを推進していく。

(京都市景観計画より)

基本方針と近年のトピックス

基本方針 1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

盆地景を基本とする自然景観の保全とともに、緑景・水景等の自然的景観の連なりを基調とし、積極的な緑化等により、自然と共生する都市環境を創出することを基本とする。

② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージを具現化することを基本とする。

③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさを活かした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間を創出することを基本とする。

(京都市景観計画より)

基本方針と近年のトピックス

基本方針 1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

④ 都市の活力を生み出す景観形成

京都に付加価値をもたらし、居住者や来訪者の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知識産業等への投資の増大につなげることにより、都市の活力の維持・向上の源となることを基本とする。

⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

景観形成にあたり“公共の財産”としての景観に対する意識の醸成や共同体における価値観の共有を促進するとともに、景観形成への参加・協力により、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が、京都の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえた一体となって取り組むことを基本とする。

(京都市景観計画より)

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

◆現在の基本的な考え方

盆地景を基本とする自然景観の保全とともに、緑景・水景等の自然的景観の連なりを基調とし、積極的な緑化等により、自然と共生する都市環境を創出することを基本とする。

◆第1回検討委員会での主な御意見

- ・ 京都の景観を「ランドスケープ」として捉え、自然環境（地形、水系、植生など）を含めて多層的に捉えることが重要。
- ・ 今後は緑の量だけでなく、質的な充実も図る政策が求められる。加えて、気候変動への対応といった視点や、生物多様性、防災減災との連携といった観点も重要。

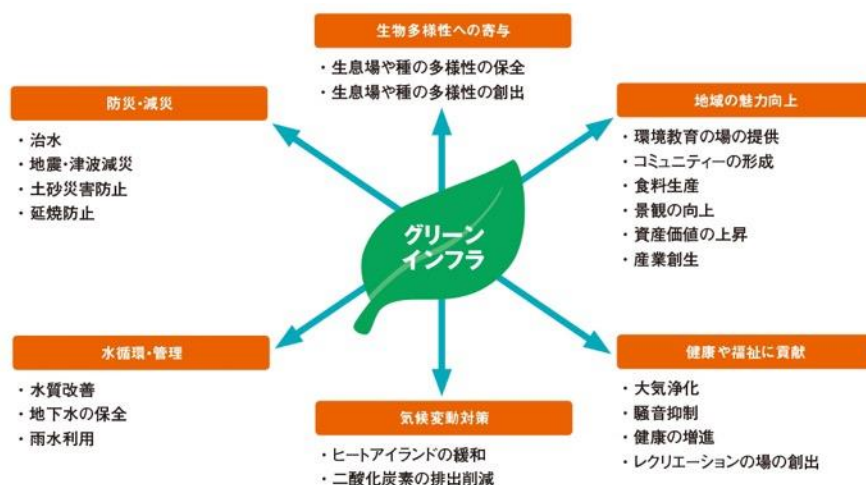
基本方針と近年のトピックス

「グリーンインフラ」が環境課題の解決だけでなく、人間生活のQOLにも繋がり得ると捉え、都市における「みどり」の価値が再認識されている

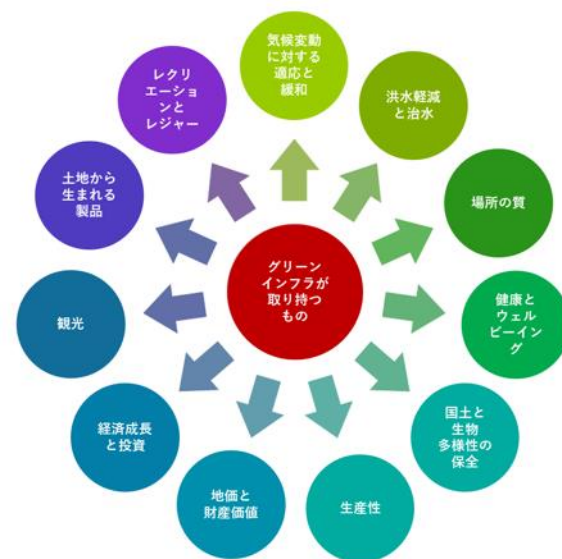
グリーンインフラ

・自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつあるほか、国際的にも関係する様々な議論が見られる。

・ネイチャーポジティブ(※)に向けた取組が世界的潮流に
⇒ネイチャーポジティブの一環として国土交通省において「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定(R5年9月)



グリーンインフラの効果



グリーンインフラが取り持つもの

<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/012600051/020800002/>

Liverpool Green Infrastructure strategy URL: <http://www.greeninfrastructurenw.co.uk/liverpool/>

※ネイチャーポジティブ

2020年を基準として、2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成する世界的な社会目標

基本方針と近年のトピックス

「グリーンインフラ」が環境課題の解決だけでなく、人間生活のQOLにも繋がり得ると捉え、都市における「みどり」の価値が再認識されている

流山市グリーンチェーン戦略

- ・ 東京都の都心から20～30km圏内にある住宅都市、流山市。「都心から一番近い森のまち」を具現化する策として「流山グリーンチェーン戦略・認定制度」を展開。
- ・ 戦略：7つの共通の指標に基づいて個々の事業が展開・実施されることによって、街中に緑の連鎖（グリーンチェーン）が生まれ、街の緑が周辺の森の緑とつながりあう豊かな環境が創造されることを目指したもの。
- ・ 認定制度：企業が主導する開発案件を対象に、共通の指標に基づいて緑化基準を満たしたものに対して市が認定証を出すもの。認定を受けた物件は資産価値が高まり、中古物件でも高く売れるという効果が生まれるとの報告も。

- 指標1 道路表面の温度上昇抑制
- 指標2 敷地間通風の確保
- 指標3 道路面からの放射熱侵入抑制
- 指標4 敷地内地表面及び建物外壁の温度上昇抑制
- 指標5 排熱とCO2排出の抑制
- 指標6 住戸断熱性能の確保
- 指標7 住戸内通風の確保



商業・業務施設（レベル2）



戸建街区（レベル2）



道路面の温度が40度を超える猛暑でもグリーンチェーン認定物件の植栽は遥かに低い温度を示している。

（出典：江戸川大学による熱環境現況観測調査のうち「夏季短期集中観測調査報告書」（2014年3月）から抜粋）

基本方針と近年のトピックス

気候変動や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向け、都市の緑地の「質」「量」両面での確保等を推し進めるべく都市緑地法が改正

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。
- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。
- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



特別緑地保全地区の例（京都市）

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



優良緑地確保計画認定制度
(愛称：TSUNAG)



都市再開発における緑地空間の創出の例
(千代田区 大手町)

基本方針と近年のトピックス

都市近郊の「みどり」の維持・保全に際し、その価値を共有化し、市民や事業者の主体的な関わりの促進や、所有者と利用者のマッチングなどを行う

山麓のみどりの保全の取組（箕面市、生駒市）

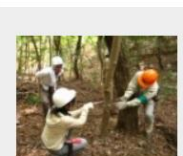
- 山麓部（市街地から見える山の南斜面）のみどりは、景観上重要なシンボルであり、保全が望まれるが、実際に育て、守ってきたのは山林所有者。薪炭林としての需要も減る中、山林の育成管理に必要な間伐や枝打ちには多くの費用や労力がかかり、適切な山林の状態を保つのが難しくなっている状況。
- 箕面市では、「みのお山麓保全活動補助金」を創設し、NPO法人が中間支援を行いながら、山麓を保全する活動の応援（助成）を実施。
- 生駒市では、「樹林地バンク制度」により、「市街化区域内的の樹林地の所有者」と「樹林保全活動グループ」が「樹林地バンク」に登録し、市が仲介して双方を繋ぐことにより、まちなかに残る貴重な緑を保全し、身近な自然を将来にわたって育む事業を実施。



里山の清掃



里山とのふれあい



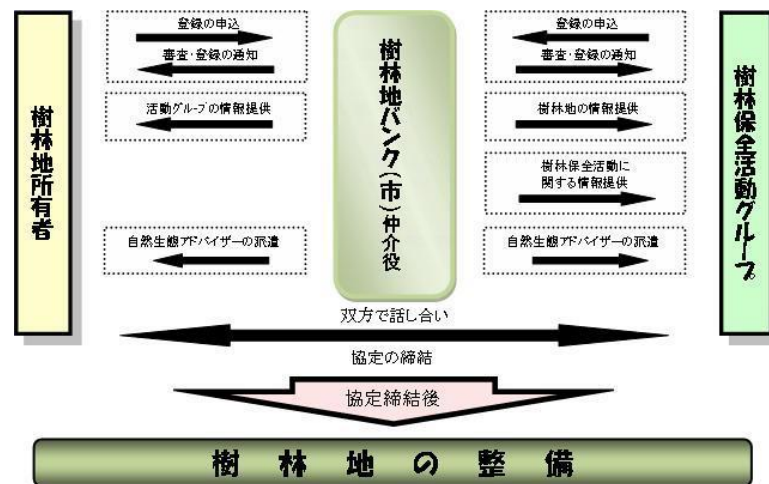
里山の手入れ



森の案内板の整備

「みのお山麓保全活動助成」とは、**山林所有者や市民**による**箕面の緑豊かな山麓を守り・育て・活かす活動**を、**資金面から応援（助成）する仕組み**で、多くの山林所有者や市民が助成を受けて活動しています。

「みのお山麓保全活動助成」は、里山の管理や里山とのふれあいなど、さまざまな内容を対象に活動を募集しています。新しい活動にチャレンジしてみませんか！



基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

◆論点の案

- ・ 盆地景を形成するランドスケープを基調としながら、気候変動への対応やエコロジカルな観点をより明確にして景観形成を進めるべきではないか。
- ・ 三山や川辺と市街地とは、盆地景の心象風景を、生活や体験に結び付けて形成する関係性を築けているか。

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

◆現在の基本的な考え方

歴史的景観の保全・再生とともに、創造的視点を加えた、新たな時代を代表する優れた景観の創出を図り、これらが調和する都市イメージを具現化することを基本とする。

◆第1回検討委員会での主な御意見

- ・ 人々の活動を含めた文化的景観の概念を持って景観を捉えていく視点が必要
- ・ これまで、地域の歴史的な町並みを「地」と捉えて、新しいものへは「地」との調和を求めてきた。都市の新陳代謝の中でつくられてきた、新しい「地」にも目を向けるべきではないか。
- ・ 引き継がれてきた「オーセンティシティ」のみで地域らしさを捉えるのではなく、その後つくられてきたものがどのような個性を作ったかなど、「オーセンティケーション」のように、動的な価値創造のプロセスとしてとらえる視点も必要。

基本方針と近年のトピックス

歴史まちづくり・文化的景観など、文化財の概念が広がり、文化の保全・活用にとどまらない、「まちづくり」や「ひとづくり」の新たな試みが展開

文化的景観（奥出雲町）

- 町の景観を場所と時間の流れにおいて立体的に捉えようと試み、2つの「地」の景観と3つの「図」の景観で整理。
- 重要文化的景観の指定とともに、景観を維持・継承・改善するための「まちづくり」を進め、景観の大切さを理解・学習する意識の醸成「ひとづくり」を促す。



図2 景観計画の9地区とたたら製鉄由来の文化的景観の区域



歴史まちづくり（弘前市）

- 弘前市の城下町は、江戸時代の城下町の歴史的風致と、明治・大正期に発展した洋風建築群が共存。
- 歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定し、弘前公園に近接する「弘前ねぶたまつり」の出発場所でもある多目的広場「市民中央広場」の整備のほか、伝統行事や芸能、伝統産業への活動支援、文化財建造物周辺の環境整備などを総合的に実施。

弘前市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
平成31年度(2019)～令和10年度(2028)

弘前市は、津軽の統一を成し遂げた藩祖高橋が、この地に築城を計画し、まちの礎を築いて以来約400年に及ぶ歴史の中で、岩木山に代表される豊かな自然資源や弘前城を始めとした歴史的資源など多くの地域資源が蓄積されている。また、これらと一体となって継り受けられる「弘前ねぶたまつり」、「お山参詣」といった人々の営みが、弘前市固有の歴史的風致を形成している。

01 弘前さくらまつりに見る歴史的風致

弘前さくらまつりは、国指定史跡でもある弘前公園で行われ、重要文化財の天守、門、櫓や2,600本の桜を背景に催される大正期から続く伝統行事である。



02 弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致

弘前ねぶたまつりは、国の重要無形民俗文化財に指定されている伝統行事で、歴史的建造物が立ち並ぶ市街地を囃子と一体となって繰り歩く伝統行事である。



03 青宮に見る歴史的風致

当市に多く残る寺社の祭礼として行われる青宮は、夏の風物詩として定着しており、関連して行われる津軽獅子舞などの伝統芸能が受け継がれている。



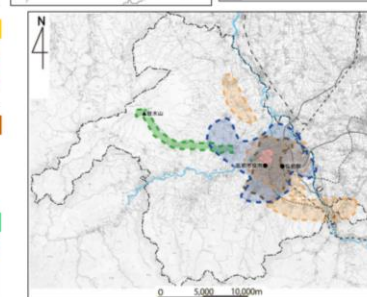
04 津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致

津軽塗や津軽打物など津軽から続く津軽の伝統技術が、城下町の至るところで受け継がれている。



05 お山参詣に見る歴史的風致

お山参詣は、津軽の人々にとって欠かせないシンボルである岩木山に対する民間信仰行事で、国の無形民俗文化財に指定されている。



基本方針と近年のトピックス

地域性・文化性を基礎に置きながら、都市空間の再生・再編により新たな魅力の創出、持続性ある景観・空間形成に昇華させた例も

スーパーブロック・緑の軸（スペイン・バルセロナ）

- ・ 碁盤目状に整理された9つの街区を1つの大きな街区（スーパーブロック、400m四方）として捉え、その内部への自動車の進入を抑制し、市民の安全・安心・快適な生活を実現する計画。市内におけるソーシャルスペースの拡張を目的としており、スーパーブロック内の空間の活用方法は近隣の市民によって決定されるため、市民にとって関わりの深い場所となりやすい。
- ・ プロジェクトは、現在、バルセロナ市全体に緑の軸線（Green axis）、グリーンハブ（Green hub）を広げていくという新たなステージに入り、「21世紀の街路（21st-century streets）」というコンセプトを掲げる。

スーパーブロック計画の例 | アシャンプラ地区

- ◆ 2022年8月から8ヶ月かけ、緑あふれるハブと広場の整備を推進している
- ◆ 住民や来訪者等の歩行者が心地良く感じる緑の空間を整備し、自転車も走行可能
- ◆ 緑の空間における荷捌きは時間が限定されているほか、自家用車が通行可能な道路も限定されており、ハード面のみならずソフト面の取り組みも見られる



② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

◆論点の案

- ・ 保全・再生や創造の方法、それらの関係性について、意味性を考慮して景観形成を進めるべきではないか。

③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成

◆現在の基本的な考え方

日常の暮らしや生業から醸し出される京都らしさを活かした個性ある多様な空間を創出するとともに、これらが連続し、重なり合うことによっても、京都らしさを感じさせる都市空間を創出することを基本とする。

京都は一つの大きな都市として見るのではなく、個性豊かで多様な小さな町の集合体として捉え、それらが階層的に重なっている「モザイク都市」として理解する必要がある。

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

④ 都市の活力を生み出す景観形成

◆現在の基本的な考え方

京都に付加価値をもたらし、居住者や来訪者の増加、優れた人材の集積、地場産業・観光産業・知識産業等への投資の増大につなげることにより、都市の活力の維持・向上の源となることを基本とする。

◆第1回検討委員会での主な御意見

- ・文化は公共財であり、また、経済的な価値を生む源泉である。文化財のような“点”から“線”、“面”的な景観へと展開されることで波及効果が高まる。
- ・クリエイティブシティなどの概念との関係性も視野にいれるべき。
- ・高さ規制等により都市の収容能力に一定制限がある。これによる税收減少への対策も検討が必要。
- ・景観整備による治安向上など、中心部での保全だけでなく郊外エリアにも政策的メリットを供与できる取組も検討すべき。

基本方針と近年のトピックス

文化、アートなど“創造性”がまちにしみ出ること都市の新しい価値や魅力が向上する「クリエイティブ・シティ」

創造都市（クリエイティブ・シティ）

- ・ グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した21世紀初頭にふさわしい都市のあり方の一つであり、文化芸術の持つ創造性を活かし、産業振興や地域活性化を推進する都市コンセプトのこと。
 - 国連教育科学文化機関（ユネスコ）は、「クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク」を2004年に創設し、文学、映画、音楽、フォーク・アート（民芸）、デザイン、メディア・アート、ガストロノミー（食）の7分野ごとに都市からの登録を受け付け、都市間の国際的な連携により地域の創造産業の発展を図っている。
 - 文化庁においても、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、国内ネットワークの構築を通じ支援している。

創造界隈拠点（横浜市）

- ・ 開港以来横浜の中心となっていた関内地区等では、歴史を伝える西洋建築や近代建築などが少しずつ姿を消し、横浜らしい風景が薄れ、オフィスビルの空室率も増える等、経済・文化の両面で活力が失われつつある状況に。
- ・ 創造都市施策の一環として、民間事業者等と共同して、歴史的建造物や公共空間等を「創造界隈拠点」として活用し、創造的な活動を発信。



横浜市HP URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/bunka/sozotoshi/outline.html>

ポートランド参考HP URL : <https://www.mlit.go.jp/common/001292410.pdf> <https://suumo.jp/journal/2015/01/30/76936/>

ポートランド（アメリカ・オレゴン州）

- ・ 「全米一住みよいまち」に選ばれているポートランドには、良質な都市空間を求めて優秀な人材が移住してきており、毎年約1万人人口増加。
- ・ 環境に配慮した「グリーンシティ」のビジョン、公共交通網と歩いて暮らせる街づくり、そして地元経済と文化を尊重する「ローカルファースト」な都市政策に支えられる。
- ・ 特に、再開発によって生まれたパール地区の成功は、職住遊一体のコンパクトな都市構造を実現し、魅力的な都市文化を創出。



基本方針と近年のトピックス

市民や事業者との協働で魅力的なデザインを有する公共施設整備を行うことで、エリアの再生・面的な活性化が生まれる

文化・子育て複合施設 おにクル（茨木市）

- 市民会館跡地に誕生した複合公共施設で、図書館・ホール・子育て支援機能等が集約。
- 北摂地域の里山の植生を取り込んだテラス、周囲のエリアと1階建物の間になだらかな地形の芝生広場を設け、誰でもアクセスして過ごすことができる。壁や柱を極力なくした内部空間は吹き抜け空間「縦の道」でつなぐことにより、テラスと連続する「立体的な公園」となり、まちなかの新たな居場所に。
- 「育てる広場」をキーコンセプトに、開館前から市民とワークショップや社会実験を重ね、市民一人一人が自分ごととして関わり、使いこなすような施設となるよう、施設整備プロセスを工夫。
- JR茨木駅―阪急茨木市駅の2駅（コア）、間をつなぐ道路空間（モール）とともに、2コア1パーク&モールの構想のもと、中心市街地の面的な活性化に寄与。



屋島山上交流拠点施設 やしまーる（高松市）

- 屋島の土地の文化や歴史、自然環境を紹介するガイダンス機能や、山上エリアに滞在する時の中核として活動拠点の役割を持つ。
- 蛇行曲線で緩やかに湾曲した、独創的なデザインで周囲の景観に溶け込む。公共施設では初めて地元特産の庵治石を板状にした瓦およそ3万枚を屋根に使用。屋内空間と屋外空間、周辺環境を統合することで、屋外の広場を含めた敷地全体が「一つの建築」となる施設に。
- 施設内外で芸術祭・地域交流イベントを積極開催し、瀬戸内国際芸術祭の会場にもなり、交流人口・観光動機創出へ大きく寄与。
- 施設整備を通じ、周辺の地域資源、プロジェクト等との連携を図りながら、観光地としてのエリア再生に寄与。

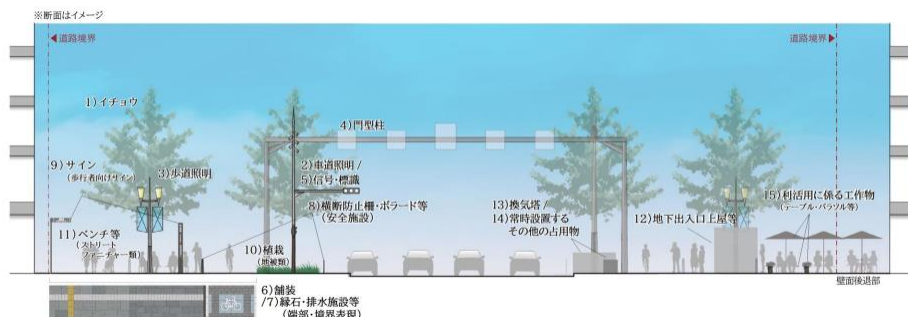


基本方針と近年のトピックス

公共施設等の整備において、景観法を活用しつつ、地域や行政の関係部局が連携して取り組むことで、高質かつ持続的な景観形成が実現

御堂筋の景観形成（大阪市）

- 大阪を代表するメインストリート、御堂筋では、建築物の形態の規制・誘導施策のもと、連続する壁面やスカイラインによって整然とした景観が形成。
- 御堂筋他を景観法に基づく「景観重要公共施設（景観重要道路、公園、河川）」に指定し、公共施設整備における景観形成を誘導。
- 建設部局と道路空間再編事業の指針となる「みちガイドライン」を策定し、道路空間再編、高質化と景観形成を連動して実施。
- 近年は、屋外広告物の地域ルールなど、行政やエリアマネジメント団体による地域ルールを運用した「対話型」の景観マネジメントの段階に移行。



大阪市景観読本HP URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000411338.html>

『大阪御堂筋における地域ルールの運用による「対話型」景観マネジメントの実態とその評価』 (高木 悠里ほか)

URL : https://www.jstage.jst.go.jp/article/reportscpij/20/3/20_298/_article/-char/ja/

基本方針と近年のトピックス

都市活力の向上で生まれるオーバーツーリズム問題をどうケアするか／優れた景観形成による解決策はありうるか（分散化など）

国内外の繁華街のオーバーツーリズム対策

- 国土交通省・観光庁は「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」を令和5年10月に発表。「1. 観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応」「2. 地方部への誘客の推進」「3. 地域住民と協働した観光振興」を提示。
- 海外では、観光による環境への影響を緩和し文化遺産やインフラの維持・保全に充てる「入島税」がヴェネツィアなどでも導入。日本でも宮島で「宮島訪問税」が導入されている。
- 大阪・なんばの戎橋筋商店街において、オーバーツーリズムの環境的問題（テイクアウトによる食べ歩きやポイ捨て、混雑等）に対応すべく、商店街内に「環境マネジメント特別委員会」を編成。商店街・店舗・観光客の各主体が当事者としての参加、相互理解を図るためコミュニケーション施策を実施中。

オーバーツーリズムの対策パッケージ

1. 観光客の集中による過度の混雑やマナー違反への対応

- 観光客が集中する地域における交通手段や観光インフラの充実
- 実情に応じた入域管理や異なる需要に対応した運賃設定の促進等
- 需要の分散・平準化
- マナー違反行為の防止・抑制

2. 地方部への誘客の促進

- 知床など11地域で高付加価値なインバウンド観光地づくり

3. 地域住民と協働した観光振興

- 自治体・DMOや事業者が地域住民に積極的に働きかける取組み

観光客・商店街店舗、双方の行動変容を促し、“お客様とつくる繁栄するまち”へ



国土交通省・観光庁HP URL: https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/jizokukano_taisei/overtourism.html

戎橋筋商店街事例 参考HP URL: <https://www.arpak.co.jp/letters/letters249/post7100.html>

嵯峨嵐山エリア事例 参考HP URL: https://www.kansai.meti.go.jp/3-8ryusa/habataku2021_2.pdf

④ 都市の活力を生み出す景観形成

◆論点の案

- ・ 景観を都市の活力を生み出すための「付加価値」としてのみ捉えるのではなく、人々が豊かに過ごす健康的な都市の表れとして捉えることが必要ではないか。
- ・ 文化が新たな価値を創造し、まちを豊かにしていくことで、経済をけん引する持続可能な創造都市へと発展させていくべきではないか。

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

◆現在の基本的な考え方

景観形成にあたり“公共の財産”としての景観に対する意識の醸成や共同体における価値観の共有を促進するとともに、景観形成への参加・協力により、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が、京都の景観の価値をあらためて認識し、それぞれの役割を踏まえた一体となって取り組むことを基本とする。

◆第1回検討委員会での主な御意見

- ・ 地域景観づくり協議会は重要な取組だが、いたずらに事業者との対立構造を生じさせている可能性がある。高齢化などで市民の負担が大きい。規制を超えた地域ビジョンの実現に向けて既存制度の検証が必要。
- ・ 景観を「自分事」としてまちづくりを行う人材を育む必要がある。
- ・ 京都の強い景観規制は民間事業者の景観づくりへの積極的な参加を抑制している可能性がある。
- ・ 公共空間の利活用が進む中、登場人物も増加しており、新たに景観的配慮を求める対象があるかもしれない。民間の公共貢献や、エリアマネジメントによる管理運営をどう誘導するかも重要。

基本方針と近年のトピックス

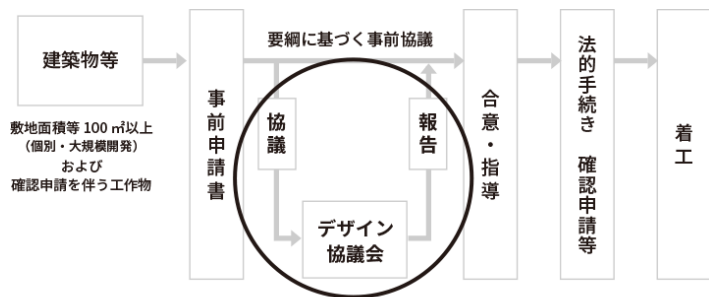
地域主体の「デザイン協議会」が景観に関する事業者との事前協議システムを運用し、地域にふさわしい建築計画のデザインコントロールを行っている

街並みの質を求めるデザイン協議

- ・銀座デザイン協議会が、銀座に建設される建物や設置される広告物の一つ一つについて、事前確定的な量や数値による基準ではなく、「銀座らしさ」を巡る創造的協議を実施し、銀座の街の質を担保していく仕組み。

銀座デザイン協議会

- ・東京都中央区では市街地開発事業指導要綱に基づき、敷地面積 100 m²以上の建築計画について区との事前協議が必要であるが、区長によって認定された「デザイン協議会」のある地域では、敷地面積等が100 m²以上の建築計画および確認申請を伴う工作物について、法的手続きの前に、デザイン協議会との事前協議を必要としている。
- ・銀座地区（銀座1丁目から8丁目まで）では、協議型のまちづくりを目指すための組織として、平成18年に、区長が「銀座デザイン協議会」を指定（第1号）。
- ・これに基づき、銀座デザイン協議会が、一定規模以上の開発計画や工作物などについて、開発業者と協議を行い、銀座の街にふさわしい計画（デザイン等）をコントロールしている。



出典：中央区資料

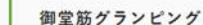
銀座デザインルール

- ・「銀座デザインルール」は銀座に相応しい景観やデザインの考え方をまとめたもの。
- ・数値や言葉等による細かいルールでなく、過去の協議で蓄積された事例を挙げながら、銀座らしいデザインの判断基準（建築物、工作物、内外装、看板、照明、デジタルサイネージ、音声などについて）等がまとめられている。通常のガイドラインに示されるような色や大きさの基準、禁止事項等は記されていない。



民間主体や産官学連携のまちづくりによる景観への提言・理解促進、人材育成の取組

- ・ 沿道景観及び街路空間(緩速車道、歩道、壁面後退部分)のあり方等についての検討、提言
- ・ ビジネスエリアとしてのブランド価値向上のための日常的なにぎわいの創出、美化緑化
- ・ 御堂筋デザインガイドラインに関する活動
- ・ エリア防災、エリアの安全・安心に関する活動
- ・ 公共空間及び道路空間等における活動又は利活用
- ・ エリアマネジメントを推進する上で必要な財源を確保するための事業
- ・ エリアの情報の発信
- ・ 会員相互の交流促進
- ・ その他前各号に附帯又は関連する事業を行う構成員は、活動エリア内の不動産所有者、事業者等



- ・「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に基づいて、まち全体が大学のキャンパスのような、緑豊かな環境の中に人の賑わいの映える快適なまちを目指す
- ・その一環として地域のまちづくり事業の企画・調整・推進を担うUDCK(柏の葉アーバンデザインセンター)が設立
- ・UDCKは柏市より景観整備機構の指定を受け、景観重点地区に指定されている柏の葉キャンパスエリア内での建築行為等に対して景観協議を行うほか、質の高い都市空間の形成に向けた支援活動を実施

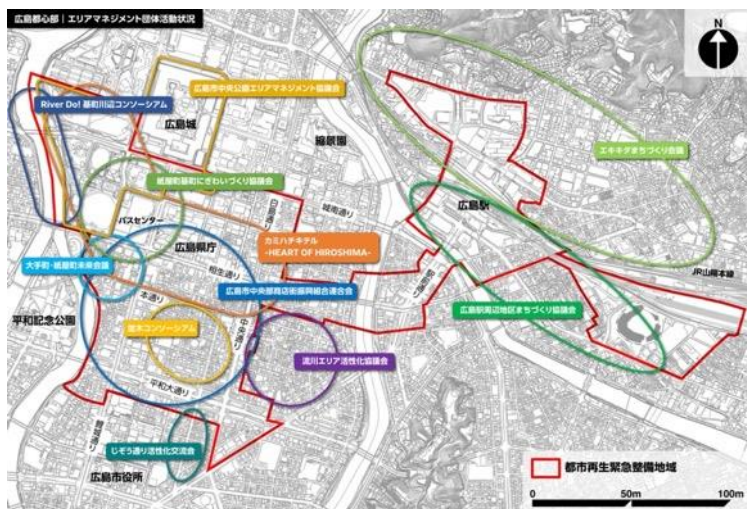


基本方針と近年のトピックス

地域のエリアマネジメント団体等と行政の中間に位置するプラットフォームの役割

広島都心会議（Urban Hiroshima Meeting）

- 「広島都心会議」は、まちづくりに関わる様々な関係者と連携し、一体となって継続的にまちづくりを推進。広島のみまちづくりに関心を高めるとともに、エリアの価値や魅力を将来にわたって持続的に向上させ、地域経済の活性化や雇用の創出など相乗効果を生むことを目指す。
- 各地域のエリアマネジメント団体等との相互の連携を図り、一体的な事業を実施。



CITY SCAPE!は、エリアマネジメント団体、企業、市民がクロスして、まちに「新たな景色」を描き出すイベントです。街路や川辺、公園などオープンなスペースを活用して都市ならではの豊かな時間を共有します。この取組を通じて、様々な組織、市民が連携し、まちづくりの一体感や持続性を高めること、そしてこれまでにない新たな試みの創出を後押しします。

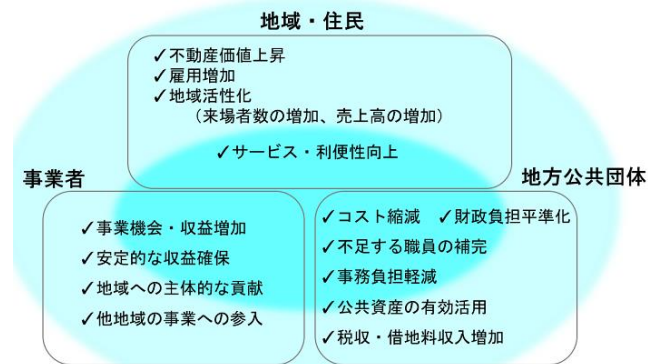


基本方針と近年のトピックス

地域の持続的な発展に向けて、効果的な官民連携手法の積極的な導入検討が求められている

PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。（指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など）



大阪府大東市北条 (morineki) 地区

- ・市営住宅の建て替え計画を機に、公園、道路、河川、橋梁を一体的に、生駒山系の豊かな自然に寄り添う北条地区のグランドデザイン、エリアビジョンの再構築を行い、まちづくり会社による公民連携の事業スキーム（PPP エージェント方式）を用いた住宅、オフィス、店舗及び公園を合わせた複合用途の賑わいまちづくりを実現
- ・大東市及び民間事業者が出資して設立したまちづくり会社は、市とのエージェント契約に基づき、市と共同で物件の所有会社を設立の上、市営住宅の建替え、周辺市有地の開発等、民間主導によるまちづくりを実施



基本方針と近年のトピックス

「景観への市民意識の向上」「学校での景観学習」に関する取組

白河市における景観学習

- ・ 児童だけでまち歩きをするのではなく、地元の人に話を聞く機会を設け、地元への愛着と誇りを持ってもらえるように工夫している。
- ・ タブレットによる写真撮影、発表方法の工夫など、ICT技術を活用している。
- ・ 作成したレポートを保護者や地域住民に発表・展示（市立図書館など）して、景観啓発についても意識している。
- ・ 空き家・空き地がオープンガーデンに変化するなど、地域の景観意識の変化が起きている。



市岡先生による景観に関する講義の様子。



まち歩き中に気になったところをタブレットで写真撮影します。



班毎にオリジナルの景観マップを作成します。



出来上がったレポートをもとに、班毎におすすめ景観を共有します。

基本方針1 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進

⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

◆論点の案

- ・まちづくりの主体者や関わり方が多様化する中、景観づくりを持続的なものにするためには、各々が心地よいと思える関係づくりが求められるのではないか。
- ・景観づくりへの参画者の裾野を広げていくために、価値観の共有に加えて、協働により価値を醸成していくことも必要ではないか。

基本方針と近年のトピックス

基本方針 2 ～ 4

基本方針 2 市民等の自発的な活動や共同による良好な景観形成の推進

- ・ 景観は、都市の様々な営みの「現れ」であり、市民をはじめとするあらゆる主体が参加・協力・協働しなければ、優れた景観を形成することはできない。
- ・ 財団法人京都市景観・まちづくりセンターと密接な連携を図るとともに、市民をはじめ、地域やNPO、企業、大学等の多様な主体による自発的・主体的な活動や協働による良好な景観形成の推進を支援する。

基本方針 3 総合的な景観形成の推進

- ・ 京都を一つの大きな都市として見るのではなく、小さなまちの集合体として捉え、ヒューマンスケールの地域が階層的に重なっている「モザイク都市」として理解する必要がある。
- ・ 個性豊かな地域がネットワーク化し、全体としてより魅力的な都市へと発展していくため、社会経済情勢の動向を踏まえ、文化、住宅、産業、観光、交通、教育、福祉等の各種政策の連携を図り、総合的な景観形成の取組を行う。

基本方針 4 進化する景観政策

- ・ 絶えず景観政策の進化を図るため、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、都市計画および条例等の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じる。

基本方針と近年のトピックス

「京都基本構想（仮称）」（策定取組中）

都市ビジョンの体系

世界文化自由都市宣言（1978年宣言）

京都市基本構想（2001年～2025年）

※令和8年（2026）以降の「京都基本構想（仮称）」策定取組中

京都市基本計画（第三期：はばたけ未来へ京プラン2025（2021年～2025年））

関連計画（分野別計画）

分野
1

分野
2

分野
3

分野
4

分野
5

分野
6

分野
7

.....

新京都戦略（～令和9年（2027）度）

（SDGs未来都市計画、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

「京都基本構想（仮称）」の位置づけ

2050年までのまちづくりの在り方を展望するもので、京都市そして京都市民の在り方を考えるに当たっての拠り所となるもの

基本方針と近年のトピックス

「京都基本構想（仮称）」（策定取組中）

「京都基本構想（仮称）」案（京都市総合計画審議会答申より抜粋）

◆第四章 わたしたち京都市民がめざすまち

わたしたち京都市民は、このまちのいたるところに根差す学藝のもとで市域ひいては時代をも超えてつながるこれらの人々、すなわち京都学藝衆とともに、世界文化自由都市という都市の理想の体現を通して、人類社会の未来に貢献していく。この際、近代以降の合理主義の加速化が自然を支配の対象と捉え、環境を破壊し、人間性を収奪し、さまざまな社会的分断を生み出してきたことをともに省み、歴史と文化を介して人間性を恢復できるまち、自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち、自他の生をともに肯定し尊重し合えるまちを、世界へと提示していく。

◆第四章

第二節 自然への畏敬と感謝の念を抱けるまち

(1) 謙虚に自然と関わり続ける

わたしたち京都市民は、豊かな自然の恵みこそがこのまちの歴史と文化の根底を成してきたことを忘れることなく、自然との共生を志向し続けていく。また、このまちにおけるわたしたち京都市民の四季折々の生活の基盤に自然があること、ひいては、自然こそがわたしたちの生の源泉であることを深く認識し、自然の中を生かされている命のひとつであるという謙虚さのもと、日々の生活と生業とを営んでいく。

加えて、このような自然観が年々希薄になっていく時勢において、自然との不可分性・一体性を改めて体感し体得できる機会を意識的に創出していくとともに、京都議定書誕生の地としての矜持を保持し、また、予てより自然との共生に真摯に取り組んできた人々を積極的に支援しながら、京都市民のみならず人類社会に対しても、この自然観を伝え遺していく。

基本方針と近年のトピックス

議論いただきたい内容

- ・ 景観形成に関する基本方針をブラッシュアップする必要があるか。
- ・ ブラッシュアップする場合、どのような観点を含めるか。

3 基本方針と施策の展開状況

基本方針と施策の展開状況

検討のスキーム

- ① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成



①～⑤ごとに施策の展開状況を確認

施策実施状況の確認や、実態調査等を実施

基本方針と施策の展開状況

施策の展開状況の点検

① “盆地景”を基本に自然と共生する景観形成

◆施策の展開状況

主な施策

- 建築物の高さ制限の強化
- 「水辺の眺め」「山並みへの眺め」に対する眺望景観保全地域の指定 等

施策実施状況：資料2 シート1

実態調査案：○風致地区などの現況記録（物理的特性の整理）、変化の把握
（協議・指導記録の抽出）、課題整理
○眺望景観保全・デザインレビューの検証 等

◆点検の視点

- ・豊かな自然的景観、歴史的景観が守られているか。

基本方針と施策の展開状況

施策の展開状況の点検

② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成

◆施策の展開状況

主な施策

- 地域特性に応じたデザイン基準の設定
- 眺望景観保全地域の指定、眺望景観保全に関する事前協議制度の創設
- 優良デザイン促進制度の創設

等

施策実施状況：資料2 シート2

実態調査案：○市街地景観の現況記録（物理的特性の整理）、変化の把握（協議・指導記録の抽出）、課題整理

○風致地区、建造物修景地区などの現況記録（物理的特性の整理）、変化の把握（協議・指導記録の抽出）、課題整理 等

◆点検の視点

- ・歴史的景観の保全・再生とともに、それらと調和する創造的視点を加えた、優れた景観の創出を図れているか。

基本方針と施策の展開状況

施策の展開状況の点検

③ “京都らしさ”を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成

◆施策の展開状況

主な施策

- 地域特性に応じたデザイン基準の設定
- 地域景観づくり協議会制度の創設 等

施策実施状況：資料2 シート3

- 実態調査案：○市街地景観の現況記録（物理的特性の整理）、変化の把握（協議・指導記録の抽出）、課題整理
- 風致地区、建造物修景地区などの現況記録（物理的特性の整理）、変化の把握（協議・指導記録の抽出）、課題整理
- 地域景観づくり協議会制度の検証、協議会エリアの現況記録や変化の把握、課題整理
- 公共空間整備事業の実施状況の確認、課題整理 等

◆点検の視点

- ・ 京都独特の風情のある町並み景観が守られているか。

基本方針と施策の展開状況

施策の展開状況の点検

④ 都市の活力を生み出す景観形成

◆施策の展開状況

主な施策

- 優良デザイン促進制度の創設
- 地域ごとのビジョンに応じた優れた計画を誘導する仕組みの創設

施策実施状況：資料2 シート4

実態調査案：エリアの魅力度と景観形成状況の把握 等

◆点検の視点

- ・いきいきとした暮らしやまちの活力が生み出されるような新たな景観がどのように生み出されているか。

基本方針と施策の展開状況

施策の展開状況の点検

⑤ 行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

◆施策の展開状況

主な施策

- 地域景観づくり協議会制度の創設
- 専門家派遣制度による地域の景観づくりの支援
- ガイドライン、景観情報共有システム、眺望景観プロフィール等による情報発信等

施策実施状況：資料2 シート5

実態調査案：地域景観づくり協議会や関係団体等へのヒアリングによる現況・課題把握 等

◆点検の視点

- ・行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成がどのように図られてきたか。

4 今後のスケジュール

今後のスケジュール

検討委員会の予定

R 7 年度 前半

検討委員会の趣旨・
進め方

第 1 回検討委員会
▶現状

第 2 回検討委員会
▶基本方針

R 7 年度 後半 ～ R 8 年度

方針①～⑤ごとに
進化の方向性・
施策の在り方を議論

第 3 回検討委員会
▶方針④

第 4 回検討委員会
▶方針②③

第 5 回検討委員会
▶方針②③

・
・
・

R 8 年度 末

議論のとりまとめ
⇒答申



並行して

- ・ 実態調査、都市政策や社会動向の調査
- ・ デザイン基準や運用の検討（デザイン会議など）
- ・ 市民意識の調査（景観市民会議など）